平成２４年（フ）第１９２５号
東京都新宿区西新宿８丁目６－９　安田荘１号
債務者　加藤　康夫
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９３１号
千葉県船橋市北本町２丁目29―12　船橋荘
債務者　五島　貞夫
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９３３号
東京都北区西が丘１丁目27―１―101
債務者　下村　雅裕
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９３５号
東京都江戸川区東小岩５丁目10―８―102
債務者　酒井　町子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９３７号
東京都葛飾区柴又１丁目34―11―203
債務者　奥山　　明
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９４１号
東京都新宿区中井２丁目26―１―102
債務者　松枝　幹雄
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９４６号
東京都北区桐ケ丘１丁目６－２―202
債務者　李　　鐘秀
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９４７号
東京都東久留米市南沢２丁目17―20　和晃荘
債務者　元永　利明
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９４８号
千葉県千葉市花見川区花見川２－２―303
債務者　藤崎　友美
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９４９号
東京都新宿区新宿７丁目20―19
債務者　藤原　直仁
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９５２号
東京都北区滝野川７丁目36―６　栄荘22号
債務者　久嶋　　國
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９６４号
東京都豊島区上池袋４丁目３－５―406
債務者　森本　泰仁
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９７１号
東京都練馬区下石神井２丁目４―10
債務者　佐藤多枝子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９８６号
東京都豊島区長崎１丁目11―２―101
債務者　横山　　昌
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９８７号
東京都杉並区堀ノ内３丁目39―４　ハイムエミールＡ―103
債務者　佐々木勝美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９９１号
東京都練馬区石神井台４丁目５―10―307
債務者　岡崎　三男
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部